

尾張旭市監査公表第26号

令和7年2月26日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月7日付け6消署第88号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

消防本部消防署

監査の指摘事項	措置状況
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で共有を図るとともに、尾張旭市物品管理規則に基づき、物品管理者が毎年1回、使用中の物品及び備品台帳について確認・検査する体制を整備し、今年度からは全ての備品について検査を実施する。</p>
<p>緊急消防援助隊就寝用資機材の購入において、仕様書に「夏用7個（レギュラーモデル4個、ロングモデル3個）」と記載し、二者から見積を徴取したところ、一者が、「レギュラーモデル3個、ロングモデル4個」と記載し、それぞれ当該個数で価格を見積もったもの（98,500円（税抜）。同者の示した単価からすると仕様書どおりのもの（97,500円（税抜））より1,000円高額。）を提出していたにもかかわらず、それを採用し契約を締結していた。</p> <p>また、契約の相手方は仕様書どおり「レギュラーモデル4個、ロングモデル3個」を納品したが、受領した納品書及び請求書の内訳は「レギュラーモデル3個、ロングモデル4個」で、単価及び総価が見積どおりとなっていたにもかかわらず、検収し、支払っていた。</p> <p>契約及び支払事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、今後は、徴取した見積の記載内容が仕様書の内容と一致していることを確認するとともに、50万円以下の少額の検査についても、複数の職員で行うこととし、必要に応じて担当者の他に管理職員を立ち合わせることでチェック体制を強化する。</p>